

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
（1・29揭示）	1
○県統計調査の実施（統計分析課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	1
○道路の区域変更（6件）（道路課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止（会計管理課）	3

告 示

高知県告示第85号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（令和3年1月）の数量を超えているため、同法第10条第2項の規定に基づき、令和3年1月30日及び31日の間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和3年1月29日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第100号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
温室効果ガス排出量算定調査
- 2 調査の目的
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第10項の規定により義務付けられている毎年度の温室効果ガス総排出量の公表に当たり、その算定に活用するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県及び香川県

- (2) 単位
企業
- (3) 属性
県内に営業所等を有し、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項に規定する特定排出者のうち、県が県内の温室効果ガス総排出量を算定するために必要なデータを持つ企業
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 調査票1
 - (ア) 基本情報（企業名、担当者及び連絡先）
 - (イ) エネルギー起源排出量
 - (ウ) メタン排出量
 - (エ) 一酸化二窒素排出量
 - (オ) クリムカ製造量
 - イ 調査票2
 - (ア) 基本情報（企業名、担当者及び連絡先）
 - (イ) エネルギー起源排出量
 - (ウ) 非エネルギー起源（石灰製造等）排出量及び排出する工程
 - ウ 調査票3
 - (ア) 基本情報（企業名、担当者及び連絡先）
 - (イ) エネルギー起源排出量
 - (ウ) HFCによる排出量
 - (エ) PFCによる排出量
 - (オ) SF6による排出量
 - (カ) NF3による排出量
 - (キ) HFC、PFC、SF6又はNF3を排出する工程及び対策の内容
 - エ 調査票4
 - (ア) 基本情報（企業名、担当者及び連絡先）
 - (イ) 電気消費量
 - (ウ) 軽油消費量
 - オ 調査票5
 - (ア) 基本情報（企業名、担当者及び連絡先）
 - (イ) 四国旅客鉄道株式会社高知運転所における軽油消費量
 - (2) その基準となる期間
報告を求める年度の前々年度の4月から3月までの1年間
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
8企業
 - (2) 選定方法
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送による調査
- 7 報告を求める期間
 - (1) 調査の周期
1年
 - (2) 調査の実施期間
毎年2月中旬から3月上旬まで

高知県告示第101号

高知市長浜、瀬戸及び瀬戸東町一丁目の各一部地区並びに瀬戸一丁目及び瀬戸二丁目地区、香美市土佐山田町角茂谷、香北町谷相及び物部町安丸の各一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区並びに高岡郡佐川町甲及び永野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 高知市
 - (2) 香美市
 - (3) 中土佐町
 - (4) 佐川町
 - 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 高知市長浜、瀬戸及び瀬戸東町一丁目の各一部並びに瀬戸一丁目及び瀬戸二丁目
平成28年度及び平成29年度
 - (2) 香美市土佐山田町角茂谷、香北町谷相及び物部町安丸の各一部
平成30年度及び令和元年度
 - (3) 高岡郡中土佐町久礼の一部
平成28年度及び平成29年度
 - (4) 高岡郡佐川町甲及び永野の各一部
平成29年度及び平成30年度
 - 3 成果の名称
 - (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 - (2) 香美市地籍図及び地籍簿
 - (3) 中土佐町地籍図及び地籍簿
 - (4) 佐川町地籍図及び地籍簿
 - 4 認証年月日
令和3年2月16日
- ### 高知県告示第102号
- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村和田字代官地507番9から安芸郡北川村和田字ヒヂジリ570番1まで	前	6.2 } 15.3	129
	後	6.2 } 9.5	129

高知県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川樽原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樽原町六丁36番から高岡郡樽原町六丁25番1まで	前	3.6 } 45.1	126
	後	6.1 } 45.1	126

高知県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町神有字柳瀬山1117番4から宿毛市橋上町神有字十代219番1まで	前	22.3 } 53.4	60
	後	22.3 } 61.8	60

高知県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町与床字本田島335番1から安芸郡安田町与床字本田島825番1まで	前	9.4 } 14.4	35
	後	12.2 } 15.1	35

高知県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町弘岡下字北代3890番1から高知市春野町弘岡下字北代3876番1まで	前	9.9 } 17.7	121
	後	12.9 } 17.7	121

高知県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市不破字畦田1696番2から四万十市不破字本結1680番8まで	前	8.3 } 9.9	139
	後	9.8 } 10.2	139

高知県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年2月16日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字シヲレ988 番1から 安芸市奈比賀字シヲレ1755 番8まで	115	令和3年2月16 日

高知県告示第109号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
代表取締役 森下 勝彦
- 2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称
高知市大膳町1番25号
高知銀行梅田橋支店
- 3 廃止年月日
令和3年3月15日